

07 日飛保発第 23 号
令和 7 年 7 月 17 日
日本飛行機健康保険組合

被保険者 各位

令和 7 年度「健康保険被扶養者資格の実態調査」について

首題の件、本年も健康保険被扶養者資格の実態調査を、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省保険局の通知・指導に基づき実施いたします。

これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。

今年度の調査も昨年同様、マイナンバーを活用した地方公共団体(市区町村等)への情報照会(※)により被扶養者の収入、公的年金情報、住民票住所等を健保組合にて取得し、現況確認を行った結果情報確認ができなかった方および書類審査が必要と判断した方へ調査表をお送りいたします。

※健保組合は法律によりマイナンバーを活用した情報連携(照会)が認められています。

(番号法第 19 条第 8 号並びに第 22 条第 1 項)

【調査実施期間】 2025 年 7 月 17 日(木) ～ 2025 年 8 月 8 日(金) 締切

【調査対象】 全被扶養者

【調査免除】 扶養認定日が、2025 年 4 月 1 日以降の被扶養者(記号番号変更の方を除く)

【提出期限】 2025 年 8 月 8 日(金) 必着

【調査結果について】

調査の結果、認定基準から外れていると判断された方は、削除手続きの書類を社内メール便または郵送にて送付いたします。提出先は、日本飛行機(株)人事課社会保険担当、日飛スキル(株)管理部社会保険担当等になります。

引き続き扶養認定の場合は、特に通知はいたしません。

調査の結果、認定基準から外れていると判定した場合は当健保組合が定めた日、または事由発生日(就職日等)をもって、扶養削除といたします。

また、正当な理由がないまま、期日までに必要書類をご提出いただけないまたは揃わない場合にも法令により、扶養削除となります。

【注意事項】

- ・ 回答内容に偽りがあった場合は、健康保険法施行規則第 50 条 9 項により被扶養者資格を無効とさせていただきます。
- ・ 資格喪失日以降に受診された医療費および健診費用については、後日請求いたします。
- ・ 資格喪失日以降に健診のご予約をされている方は、ご自身でキャンセルが必要です。
- ・ 既に他の健康保険組合に(就職などで)加入しており、扶養削除手続きをしていない方は、大至急人事課経由にて手続きをしてください。
- ・ 次年度以降の「健康保険被扶養者資格の実態調査」の実施方法については、変更（発送方法など）になる場合がございますので、ご承知おきください。

【お願い】

現時点で収入が増加しこれから認定基準を超過することが明確な場合は、被扶養者から外す手続きをお取りください。

以上

※お問合せ先 日本飛行機健康保険組合 045-773-5170 (内) 735-3642